

国選被害者参加弁護士を選定を希望される被害者参加人の方へ

「被害者参加制度」及び「被害者参加人のための国選弁護制度」が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行っています。

1. 被害者参加人ができること

被害者参加人となったあなたは、

1. 公判期日に出席すること
2. 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
3. 証人に尋問すること
4. 被告人に質問すること
5. 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

ができますし、これらの行為のすべてを弁護士(被害者参加弁護士)に委託することもできます。

さらに、一定の要件を満たす場合は、裁判所が選定し、国が費用を負担する国選被害者参加弁護士の選定を請求することができます。一定の要件とは、次のとおりです。

被害者参加人の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として、選定請求の日から3か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が150万円未満である場合

2. 国選被害者参加弁護士の選定請求の方法について

国選被害者参加弁護士の選定請求は、法テラスが全国に設置している地方事務所、支部などにおいて受け付けています。請求をされるときは、①選定請求書、②参加が許可されたことを記載した「通知書」、③身分証明書などを持参していただくこととなります。

詳しくは、最寄りの法テラス地方事務所、又は、コールセンター(0570-079714)にお電話いただくか、法テラスのホームページ(<http://www.houterasu.or.jp/>)をご覧ください。

選定請求書の用紙は、法テラス地方事務所や裁判所で入手できます。また、法テラスのホームページからダウンロードができますので、是非ご利用ください。

3. 国選被害者参加弁護士の活動について

被害者参加弁護士は、委託された行為について、あなたに代わって行い、又は、あなた本人の活動について、法の専門家として適切なサポートを行います。そのため、被害者参加弁護士は、あなたが出席することができる最初の裁判までの間に、事件の内容を把握することに努めるほか、あなたと面談又は電話等で打合せを行うなどして、あなたの意向を把握することに努めます。

国選被害者参加弁護士が選定されたことについて、裁判所から通知があったものの、あなたが出席する初めての裁判の前日までに、被害状況を踏まえた打合せが行われていないときは、あなたが選定請求書を提出した法テラス地方事務所までお問い合わせください。